

小金井市受動喫煙防止対策ガイドライン（案）に対する意見及び検討結果について

意見募集期間：令和7年1月15日（水）から2月14日（金）まで

意見提出数：14人・21件

No.	項目	寄せられた意見（すべて原文ママで記載）	意見に対する検討結果
1	全般	【P3】「受動喫煙による健康被害を防止するという疾病予防の観点から、」 【P4】(1) たばこの害 【P7】「たばこの害から守るための受動喫煙防止対策を行う必要があります。」 【P11】「喫煙が健康に及ぼす害について、さらなる普及啓発が求められています。」 【P17】(2) たばこの健康被害についての普及啓発 (4) 20歳未満の喫煙の防止「たばこの害について知識の普及啓発を図るとともに、」 など、ガイドラインにおいて、合法的な商材に関する記述として過激な文言が散見されます（上記と同じ状況です）。共存を目指すというガイドラインの表現としては過剰表現（少なくとも共存を目指すトーンとは感じられません）かと思います。「健康被害」や「たばこの害」などは「健康影響」など、国の法令等にあわせて訂正、修正すべきと考えます。	本ガイドラインは、健康増進法第8条第2項に基づく小金井市健康増進計画を上位計画とし、健康増進法等と整合を図り、健康増進の観点から受動喫煙防止対策に関して定めたものであるため、今後の取り組みの1つとして、禁煙支援の推進を掲げています。また、たばこを吸う人も吸わない人も共存できる社会の実現に向けて、喫煙所の整備等、分煙環境の整備に取り組めます。 なお、表現については、小金井市健康増進計画等に合わせて使用しています。

	・ 【P 2】「生活習慣病の発症予防（がん対策）及び受動喫煙防止対策を推進するための目指すべき姿を示すとともに、」 【P 4】【P 5】（2）喫煙者本人への健康影響 【P 7】（4）受動喫煙防止対策の必要性「生活習慣病の発症予防（がん対策）」 【P 1 1】（1）市民への周知・啓発について 「喫煙率の推移をみると、」 【P 1 7】【P 1 8】（5）生活習慣病の発症予防（6）禁煙支援等の推進 このガイドラインは受動喫煙防止対策のガイドラインですよね。なぜ喫煙者の禁煙のことが書かれているのでしょうか。たばこを全て無くしたいという意図でしょうか。表題（小金井市受動喫煙防止対策ガイドライン）と内容に差異が有るため違和感を覚えます。 喫煙者向けの部分は不要ですので削除すべきです。 喫煙者がいなくなれば受動喫煙は起こらないという短絡的な発想ではまさか無いと信じたいです。 受動喫煙は国も言っているとおりしっかりと分煙することで防げると思います。 喫煙者を減らすことよりしっかりと分煙施設を市の責務で設けることに注力してください。 喫煙者の健康影響などの記載は削除が適当だと考えます。	
--	--	--

2	全般	このガイドラインにより何が変わるのがわかりにくい 今後取り組む施策をわかりやすく明示してもらえればと思います。 また、タイムスケジュールが切られていないようですが、施策のスケジュールを示してはいかがでしょうか。 →富里市が策定したガイドラインは図表が多くわかりやすい と思いました。 こうした形で整理すると、理解しやすいように思います。 https://www.city.tomisato.lg.jp/cmsfiles/contents/0000015/15243/gaidorain2.pdf	本市において、受動喫煙に関する周知等を進めてきたところですが、受動喫煙防止対策に対する基本的な考え方（方針）がないことからガイドラインを策定したものであります。 本ガイドラインでは、受動喫煙防止対策の推進のため、「今後の取り組み」を掲げています。「今後の取り組み」として掲げている施策に関しては、本ガイドライン策定後速やかに取り組めます。 また、公共的な場所における受動喫煙防止の取り組みとして、喫煙所の整備等、分煙環境を整備することとしています。駅前など多くの人が利用する区域への喫煙所整備に向け、施設形態や設置場所等の検討を進めます。
3	喫煙スペース (喫煙所)	まず前提として、私は愛煙家（電子タバコ）です。 全体的に受動喫煙による健康被害と、喫煙者に対するマナーしか指摘がない。望まない受動喫煙を防ぐために喫煙禁止区域を設定することは良いが、そのために喫煙場所を求めて喫煙者のマナーが低下することは、非喫煙者も想像に難くないと思う。 喫煙者と非喫煙者の共生を謳うのであれば、喫煙者の喫煙スペースもきちんと確保いただきたい。路上喫煙やマナーの悪い喫煙は無くならない。	本ガイドラインでは、受動喫煙防止対策の推進のための今後の取り組みとして、喫煙マナーの普及啓発のほか、公共的な場所における受動喫煙防止の取り組みを掲げています。たばこを吸う人も吸わない人も共存できる社会の実現に向けて、喫煙所の整備等、分煙環境の整備に取り組めます。

4	喫煙スペース (喫煙所)	2) P 1 1 第2章2課題(2)にある「特に駅周辺等の民有地の喫煙所にあつて対策が不十分であるため、・・・」とあるが、その対策が何故不十分なのかの原因追及ができていない。 本件は、P 1 5にある第3章－「3屋外に喫煙場所を設置する場合」の設置要件である【「密閉型」「囲い」「ついたて」等を設けるなどの工夫】の記載のあります。この際、【「ついたて」等・・・工夫】をとっていただきたい。 理由：本記載は、喫煙所設置者がなんらかの対応策をおこなっている意識でいると考えます。 本記載は、当初からある記載で令和の時代に合っていない。 小金井市としての独自性・新規性がほしい。	屋外に喫煙場所を設置する場合は、建物出入口等から十分な距離をとる必要があるとされています。十分な距離がとれない場合は、対策が必要になり、「密閉型」が一番効果が期待できますが、設置場所の環境等によっては設置が困難なケースがあることから、「囲い」「ついたて」も例示として掲げています。
5	喫煙スペース (喫煙所)	市として受動喫煙防止のガイドラインを策定する動きを支持いたします。 案を拝見したところ概ね賛同いたしますが、不十分であると感じる点が2点ありますのでご意見を送らせていただきます。 ■ 市内の路上を完全禁煙にし、公衆喫煙所を設置する 「小金井市まちをきれいにする条例」に則り、J R武蔵小金井駅・J R東小金井駅・西武多摩川線新小金井駅の周辺では路上喫煙が終日禁止されていますが、条例を破り路上で歩きながら煙草を吸っている人を見かけることが信じられないほど多いです。 駅周辺には保育園や小学校が多く、子供たちが「望まない受動喫煙」に晒される可能性が非常に高いです。 子供たちが歩く道路に煙草の吸い殻が散乱しているという状況が常態化しています。	本ガイドラインでは、受動喫煙防止対策の推進のための今後の取組みとして、喫煙マナーの普及啓発のほか、公共的な場所における受動喫煙防止の取組みを掲げています。たばこを吸う人も吸わない人も共存できる社会の実現に向けて、喫煙所の整備等、分煙環境の整備に取り組めます。 なお、路上喫煙禁止地区に関するご意見につきましては、関係部署と情報共有させていただきます。

		路上の吸い殻は景観を損ねている上に、周辺地域の治安の悪化にもつながっているように感じます。 この状況を改善するために、小金井市内の道路は全面的に終日禁煙にする必要があると強く提言いたします。 第3章－2の図に当てはめると、「屋外」の「公共的な場所」が「受動喫煙防止のための配慮が必要」では不十分であり、「敷地内禁煙」にするべきであると考えます。 「敷地内完全禁煙」ではなく「敷地内禁煙」である理由としては、喫煙者たちが屋外で煙草を吸う場所を確保することも重要であると考えためです。 小金井市が前述の主要駅周辺に公衆喫煙所を設置し、管理すべきです。 路上喫煙の禁止が守られない理由として、喫煙所の不足も挙げられるのではないのでしょうか。 煙草を吸うことは個人の権利であるため、受動喫煙防止のためにその権利をいたずらに侵害することは避けるべきです。 実際に、路上喫煙が全面禁止されている東京23区の自治体では、区が公共の喫煙所を設置しており、路上喫煙を見かける頻度も小金井市内より少ないです。 そのため、市内の路上は完全禁煙とすることで望まない受動喫煙をなくし、喫煙者たちのために公衆喫煙所を充実させるべきであるというのが私の意見です。	
--	--	---	--

6	喫煙スペース (喫煙所)	受動喫煙防止対策ガイドライン（案）についてひとこと申し上げます。 受動喫煙防止対策を推進することはとても大切だと思います。 受動喫煙防止対策として喫煙所の整備には賛成です。たばこを吸う人は吸える場所を探しています。吸える場所が増えれば、吸う人も分散して、周囲への影響やマナーの悪い喫煙も少なくなると思います。ぜひ、行政として早急に喫煙所整備を進めていただきたいと思います。	本ガイドラインでは、受動喫煙防止対策の推進のための今後の取組みとして、喫煙マナーの普及啓発のほか、公共的な場所における受動喫煙防止の取組みを掲げています。たばこを吸う人も吸わない人も共存できる社会の実現に向けて、喫煙所の整備等、分煙環境の整備に取り組めます。
7	喫煙スペース (喫煙所)	小金井市在住の喫煙者です。 個人的にはマナーを守って喫煙しているつもりですが、そうでない方が居ることも認識しています。 その状況を踏まえても今回の受動喫煙防止対策ガイドライン（案）は少し行き過ぎでは感じているため意見申し上げます。 ・ ガイドライン策定の背景【P 1】 「一定の喫煙者も存在しており、道路や駅周辺の路上喫煙禁止地区等での喫煙がみられることから、これらの状況を踏まえ、分煙環境への整備も含め更なる受動喫煙防止対策を進めていくことが求められています。」との記載がありますが、受動喫煙防止対策として分煙施設の整備には賛成です。決まった喫煙所があるとそこでたばこを吸うので、受動喫煙は起こらないと思います。 近隣の三鷹市や武蔵野市、また国分寺市や小平市では公衆喫煙所が駅前に有って大変助かっていると同時に、受動喫煙の抑制に寄与していると感じています。	本ガイドラインでは、受動喫煙防止対策の推進のための今後の取組みとして、喫煙マナーの普及啓発のほか、公共的な場所における受動喫煙防止の取組みを掲げています。たばこを吸う人も吸わない人も共存できる社会の実現に向けて、喫煙所の整備等、分煙環境の整備に取り組めます。

		是非、小金井市でも分煙施設を設置してください。切に希望します（武蔵小金井駅前北側の空地に有る喫煙所は公衆喫煙所だと思っていましたが、隣のたばこ屋が自主的に用意されているものなんですよ。半ば公衆喫煙所のように使われていますよ）。ご存じだと思いますが、総務省の通知でも受動喫煙を防止するための措置として積極的に分煙施設の整備に取り組むことが有効とされています。たばこ税の一部は地方税と認識しています。目的税では無いと思いますが、税収を得ているの有れば、近隣の市同様に小金井市でも喫煙所を整備すべきだと思います。 ・ ガイドライン策定の目的【P 2】に、 「快適な環境の整備を推進し、たばこを吸う人も吸わない人も共存できる社会の実現を目指します。」との記載がありますが、その通りだと思います。どちらかを排除するような小金井市であってはいけないと思います。 先に記載したように相当額のたばこ税が小金井市に入っていると思います。決して喫煙者を排除するようなことはやめていただきたいです。	
--	--	--	--

8	喫煙スペース (喫煙所)	・ 屋外に喫煙場所を設置する場合【P 1 5】 「調査（日本禁煙学会「屋外における受動喫煙防止に関する日本禁煙学会の見解と提言」（平成18年3月））によれば、無風の状態で一人の喫煙者によるたばこの煙の到達範囲は直径14mにも及ぶとされています。通常、複数の喫煙者が利用することを考えれば、かなりの距離に煙が及んでいることになります。」との記載がありますが、 厚生労働省にて技術的留意事項が示されているのにも関わらず、あえて学会の調査結果を活用した理由はなぜでしょうか。 行政のガイドラインでの引用としては偏った情報源であり、極めて不適切であると思います。 国の基準を参考にするべきです。強く差し替えを求めます（少し調べてみたところ、同団体は一般的にはかなり偏った発信を行っている一般社団法人と認識されているようですが、行政のガイドラインの根拠をこちらに見出していることに不安を感じます）。	平成30年11月9日付けの厚生労働省通知「屋外分煙施設の技術的留意事項について（通知）」では、いくつかの具体例はあるものの、対策としては「人通りの多い方向に対し、たばこの煙が容易に漏れ出さないようにすること」とされているのみとなりますので、先行して受動喫煙防止対策ガイドラインを策定している他自治体を参考にしつつ、「屋外に喫煙場所を設置する場合」を定めました。
9	たばこ税	現計画の内容は、喫煙率が横ばいであり禁煙の勧奨が必要と記載があるが、税収低下は問題ないのか。市タバコ税は、タバコ一箱あたり約23%もの税収があり、市として安定した財源（令和4年市税収228.4億円のうちタバコ税収5.4億円、対平成30年CAGR2.8%増収）。これまでの市タバコ税の用途と金額を公開し、ごみ問題や教育、緑化、市民サービスなどへの影響をどう考えるのか、合わせて言及した方が、市民の理解が深まる。	本ガイドラインは、上位計画である健康増進法第8条第2項に基づく小金井市健康増進計画に基づき健康増進法等との整合を確保しつつ、健康増進の観点から受動喫煙防止対策に関して定めたものですので、今後の取り組みの1つとして、禁煙支援の推進を掲げています。たばこ税に関する記載はありませんが、いただいたご意見は関係部署と情報共有させていただきます。

10	喫煙マナー	受動喫煙防止対策ガイドライン（案）について 本ガイドラインが、受動喫煙の防止に大いに貢献することから、以下その内容について意見を示します。 1) P 1 7 第4章2-(3)喫煙マナーの「多くの人が利用する公共的な場所では吸わない」の記載について「多くの」という記載はとっていただきたい。令和の時代に合わないと思われます。 理由：公共的な場所で喫煙を控えるのは喫煙マナーと考えます。当然、喫煙場所が指定されている建物等の喫煙場所以外での喫煙はルール違反です。また、路上喫煙禁止区域等、屋外でも、喫煙が禁止されている場所での喫煙はしないのが人としてのマナーです。	受動喫煙防止対策の推進のための今後の取組みとして、喫煙マナーの普及啓発を掲げています。その例示として、「子どもや妊産婦、有病者のそばで吸わない」「多くの人が利用する公共的な場所で吸わない」「歩きたばこや吸い殻のポイ捨てはしない」の3つを掲げています。 ご指摘の箇所については、多くの人が利用するか否かにかかわらず公共的な場所で喫煙しないことが喫煙マナーであるため、「公共的な場所では吸わない」に修正いたします。
11	路上喫煙	大阪では、万博対策でしょうが、全市内を路上喫煙禁止にしました。確か罰則（罰金）も科されるように記憶しています。この動きは今後全国に広がると推測します。小金井市でもいち早く市内全域の路上喫煙禁止を決めていただきたいです。（少なくとも小中高校生が通る道は全部） コロナ前になりますが、新小金井駅北側の路上で歩きたばこのサラリーマンらしき人に勇気をもって注意したところ、逆に威嚇され暴力を振るわれそうになった経験があります。それ以降は恐ろしいので注意することはやめました。できれば警察官の方に注意していただきたいですが、管轄外なのでしょうか？ 駐車・駐輪違反監視員の方々が日中巡回してくださっていますが、同時に路上喫煙違反に対しても何らかの注意をしていただけないものでしょうか？ 喫煙者の方々も喫煙でき場所がほとんどなくなってきた中、	路上禁煙地区の周知については、小金井市まちをきれいにする条例第11条に基づき、路上禁煙地区として市内の駅周辺の5か所を指定し、路面シールや看板を掲げて路上喫煙の禁止とマナーの向上を訴えており、市報やSNSを通じて継続的に周知を図ってきています。また、たばこのポイ捨てにつきましては、路上禁煙地区・地区外にかかわらず、同条例第8条における投棄の禁止にあたり、市としては、路上喫煙による健康被害のみならず不法投棄であるという認識を持って対応に当たっており、不法投棄防止の看板やポイ捨て禁止の看板を配布とともに、市の職員で現地を確認のうえ、ポイ捨てが多い地域への看板の設置、小金井警察への情報提供などを行っています。 たばこを吸う人も吸わない人も共存できる社会

		路上は残された喫煙場所になっているようですが、自制していただきたいと思います。	の実現に向けた本ガイドラインの策定・周知及び分煙環境等の整備を進めることにより環境改善を図ってまいります。
12	受動喫煙 (住宅街)	住宅街の、狭い道路に面した家屋の「玄関の軒先で、喫煙している人」を、時々見かけます。路上喫煙・歩きタバコには該当しません。しかし、歩行者が通行する道路から、1～2メートルの位置での喫煙なので、タバコの煙は、道路に流れてきます。曲がり角やカーブで、見通しが悪い道だと、「その家の玄関先で喫煙している人がいる」というのは、遠くからではわかりづらく、不意に煙に曝露してしまう歩行者もいるのでは、と思います。喘息や化学物質過敏症などの患者さんにとっては、恐ろしい問題なのではないでしょうか。 何らかの対策は、路上喫煙・公園での喫煙等よりも、難しいかもしれませんが、このような受動喫煙の問題もあるという事を、市には把握していただきたいと思い、コメントをお送りしました。	本ガイドラインは、国が定める施設類型に加え、市立公園及び公共的な場所について、各施設分類に応じて目指す姿を定めるものになります。この分類に住宅街等は含まれませんが、市民の健康増進を図る観点から、喫煙が健康に影響を及ぼすことや副流煙による周囲への影響について普及啓発を行います。 また、喫煙マナーについても、市ホームページ等の媒体を活用し、周知を行います。
13	受動喫煙 (住宅街)	住宅街における受動喫煙 ざっと拝見した限りでは、住宅街における受動喫煙の対策が含まれていません。 「公共的な場所における受動喫煙」に含まれるかもしれませんが、この表現だと範囲が広すぎるため住宅街という単語を入れていただければと思います。 小金井市内の住宅街においても、住宅が密集するエリア等では隣家からのタバコの煙により受動喫煙が発生します。	本ガイドラインは、国が定める施設類型に加え、市立公園及び公共的な場所について、各施設分類に応じて目指す姿を定めるものになります。この分類に住宅街等は含まれませんが、市民の健康増進を図る観点から、喫煙が健康に影響を及ぼすことや副流煙による周囲への影響について普及啓発を行います。 また、喫煙マナーについても、市ホームページ

		私事ながら、我が家においても隣家よりタバコの煙が流れてくるため、急いで窓を閉めることが多々あります。 息子が喘息もちのため、受動喫煙は可能な限り避けたいのですが、近隣関係のトラブルに発展する可能性もありなかなか難しいところがあります。 ぜひ住宅街における受動喫煙についても、文言を追加いただければ幸いです。	等の媒体を活用し、周知を行います。
14	民間施設等	市内で飲食店をやっています。店内に喫煙室を作れないため、敷地内店頭で灰皿を設置しています。この灰皿は、周辺環境のポイ捨て、受動喫煙を減らすためにひと役買っているところもあると思います。民間施設の屋外禁煙を目指すのはガイドラインとしておかしいと思います。	ご指摘の箇所につきましては、市民健康づくり審議会で審査をし、飲食店に関して、新たに分類を分けまして、目指す姿を東京都受動喫煙防止条例の対策と同様に修正いたします。
15	民間施設等	東小金井で飲食店をやっています。 今回の受動喫煙防止ガイドラインでは、目指す姿として第2種施設（民間施設）の敷地内完全禁煙や敷地内禁煙という法令にもない状況を示すことは問題だと思います。 国の法律では民間施設は屋外の決まりは無いはずです。民間事業者の経営の自由があります。零細の飲食店では店内に喫煙室を作れない場合敷地内に灰皿をおいてやりくりしています。 小金井市が民間にまで踏み込んで独自で法律を上回る対策をすることはやりすぎです。国の法律に合わせてください。	ご指摘の箇所につきましては、市民健康づくり審議会で審査をし、飲食店に関して、新たに分類を分けまして、目指す姿を東京都受動喫煙防止条例の対策と同様に修正いたします。
16	民間施設等	飲食店、事業所などの民間施設の敷地内禁煙を目指すのはおかしい。民間事業者は法令を守ったうえでいろいろ工夫している。法令にもないことをガイドラインで明記するのはやりすぎだと思います。	ご指摘の箇所につきましては、市民健康づくり審議会で審査をし、飲食店に関して、新たに分類を分けまして、目指す姿を東京都受動喫煙防止条例の対策と同様に修正いたします。

17	民間施設等	民間事業者の喫煙所の撤去、排除を推進するようなガイドラインは、受動喫煙対策を進めるうえで適切ではないと思います。目指す姿の第2種施設の記載内容から、「敷地内完全禁煙または敷地内禁煙」を削除してください。	ご指摘の箇所につきましては、市民健康づくり審議会で審査をし、飲食店に関して、新たに分類を分けまして、目指す姿を東京都受動喫煙防止条例の対策と同様に修正いたします。
18	民間施設等	専門的な用語が多くわからない部分もあるため、的外れな意見でしたらご容赦下さい。 私はたばこを普段吸います。飲食店でも勿論吸います。東京都の飲食店では経過措置として吸えると聞きましたが、小金井市のガイドラインを見たところ、敷地内完全禁煙と書いてあるのでびっくりしました。ただでさえ厳しいのに、小金井市だけさらに厳しくするのですか？この案が決まった場合、飲食店の店内でたばこを吸えなくなるということでしょうか。 最近はマンションでもたばこを吸わないよう言われるところが多く、安心して吸える場所がどんどん失くなっていくので近所のたばこが吸える飲食店をととても貴重に感じてます。たばこの煙を不快に感じる方がいるのは理解し、迷惑が掛からないように務めておりますが飲食店や職場でも吸えなくなった場合、どこに行けばいいのでしょうか？今回の案は飲食店や職場などの施設でも「敷地内完全禁煙」等あまりに厳しい用語が多く、悲しくなりました。すでに導入されている東京都のルール内で十分なのではと思います。修正ご検討をお願いいたします。	ご指摘の箇所につきましては、市民健康づくり審議会で審査をし、飲食店に関して、新たに分類を分けまして、目指す姿を東京都受動喫煙防止条例の対策と同様に修正いたします。
19	喫煙スペース (喫煙所) 民間施設等	公共の喫煙所が無い小金井市の喫煙環境は、飲食店や事業所など民間の喫煙所が支えています。駅周辺や繁華街など、人が集まる場所における公共の喫煙所整備は市の責務であると思います。 今回の「ガイドライン策定の目的」および「基本的な考え方」	本ガイドラインでは、受動喫煙防止対策の推進のための今後の取組みとして、喫煙マナーの普及啓発のほか、公共的な場所における受動喫煙防止の取組みを掲げています。たばこを吸う人も吸わない人も共存できる社会の実現に向けて、喫煙所

		に記載された「たばこを吸う人も吸わない人も共存できる社会の実現や環境の整備」には、総論賛成です。 一方で民間施設も完全禁煙を目指す姿は、民間への踏み込みにとどまらず、市の環境美化や受動喫煙防止の推進に寄与するとは到底考えられません。また、共存には民間の協力が不可欠であるにもかかわらず完全禁煙を目指すなど、今ある喫煙所さえ否定する内容になっています。ガイドラインとして不適切であり、市の姿勢として共存を目指しているとは思えません。 ・ 市としての公共喫煙所の整備推進 ・ ガイドラインでの民間喫煙所の屋外禁方針の撤回 の2点を強く要望します。	の整備等、分煙環境の整備に取り組みます。 ご指摘の箇所につきましては、市民健康づくり審議会で審査をし、飲食店に関して、新たに分類を分けまして、目指す姿を東京都受動喫煙防止条例の対策と同様に修正いたします。
20	民間施設等	・ 上記P 1 P 2の記載があるにもかかわらず、 第3章 小金井市の受動喫煙防止対策の目指す姿 2. 施設等における受動喫煙防止対策の目指す姿【P 1 3】において、第二種施設の目指す姿において、「敷地内完全禁煙、敷地内禁煙または屋内禁煙」との記載があります。国の法律では民間施設は屋外の決まりは無いはずで、民間事業者の経営の自由があります。わたしがよく行く飲食店でも店内に喫煙室を作れない場合敷地内に灰皿をおいてやりくりしています。 小金井市が民間にまで踏み込んで独自で法律を上回る状態を目指す姿の選択肢に記載をすることは、やりすぎだと思います。国や都、法律にトーンを合わせるべきだと思います。	ご指摘の箇所につきましては、市民健康づくり審議会で審査をし、飲食店に関して、新たに分類を分けまして、目指す姿を東京都受動喫煙防止条例の対策と同様に修正いたします。
21	民間施設等	■ 既存の民有喫煙所に対する指導 小金井市立第三小学校は、路上喫煙の禁止地区の端に位置しています。 学校の北側に個人の敷地内に灰皿が設置されている場所があり、喫煙者たちがその周辺に集まり煙草を吸っています。	本ガイドラインは、国が定める施設類型に加え、市立公園及び公共的な場所について、各施設分類に応じて目指す姿を定めるものになります。この分類には個人の私有地は含まれませんが、市民の健康増進を図る観点から、喫煙が健康に影響を及

	もちろんパーテーションなど無く、煙草の煙が周囲に蔓延している状況です。 当該の敷地は小学校の目の前であり、すぐ近くには保育園もあるため、子供たちが非常に多く通る道路になっています。 通学中の子供たちが、煙草の煙の中を歩いていく光景を見ることが少なくありません。 このような民有かつ屋外の喫煙所・灰皿は小金井市の管理外であるため、これまで実態を把握できていなかったと思います。 今回のガイドライン策定に伴い、このような喫煙所を調査し、受動喫煙防止のための対策を行うよう指導する必要があると考えます。 第3章－3に定めている基準を満たすよう所有者に求めることで、状況が改善されるケースがあるのではないのでしょうか。 以上、小金井市受動喫煙防止対策ガイドライン（案）に対するパブリックコメントとさせていただきます。	ぼすことや副流煙による周囲への影響について普及啓発を行います。 また、喫煙マナーについても、市ホームページ等の媒体を活用し、周知を行います。
--	---	--